

科目名	刑事司法と福祉（社会福祉士必修）				
授業形態	講義	学年	2		
開講時期	2023年度 後期	単位数	2		
担当教員	高橋 有紀				
内容および計画	<p>犯罪や非行をした人は、それらの行為の背景に多様な福祉的ニーズを抱えていることが少なくありません。逆に、犯罪や非行をした人やその家族、あるいは犯罪の被害者・遺族は当該犯罪・非行をきっかけに多くの福祉的ニーズを生じることにもなります。そのため、刑事司法分野では今日、これらのニーズを解決する福祉職への期待が高まっています。</p> <p>授業では、刑事司法の流れや制度に関する基本的な知識を習得するとともに、その各段階におけるクライアントのニーズや福祉職の役割について学習します。</p>				
1	イントロダクション：なぜ「刑事司法と福祉」を学ぶのか				
2	刑事司法の全体像				
3	少年司法の全体像				
4	捜査・起訴と「入口支援」				
5	刑事裁判における福祉専門職				
6	施設内処遇—刑務所・少年院				
7	施設内処遇における福祉専門職				
8	地域生活定着支援センターの役割				
9	社会内処遇—更生保護				
10	更生保護における福祉専門職				
11	地域包括ケアと再犯防止推進計画				
12	心神喪失者等医療観察制度				
13	犯罪被害者の福祉的ニーズ				
14	加害者家族の福祉的ニーズ				
15	まとめ：刑事司法と福祉専門職				
教科書					
	タイトル	著者名	出版社	ISBN	発行年
	「刑事司法と福祉」	杉本敏夫監修	ミネルヴァ書房	9784623095544	2023
参考書					
成績評価					
	評価方法			割合(%)	
	小テスト（第4回、第12回終了時に実施）			20	
	中間レポート（第8回授業内で指示）			30	
	期末レポート（第15回授業内で指示）			50	
学習到達目標	最低限到達すべき水準：刑事司法手続（少年司法、医療観察を含む）の各制度の流れを正確に把握し、授業で学習する、各手続に関する基本的な用語の意味や制度の仕組みについて知識を得る。				

	望ましい水準：刑事司法手続（上記と同様）に関する基本的な知識を踏まえて、各手続におけるクライアントのニーズについて正確に把握したうえで、それに対して福祉職が果たすべき役割について自身で考察することができる。
先修条件	
実務経験	
その他	